

鳥取県へき地医療拠点病院運営事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

鳥取県へき地医療拠点病院運営事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
第1条～第10条 略			第1号～第10条 略		
<p>附則</p> <p>この要綱は、令和6年9月6日から施行し、令和6年度事業から適用する。</p>					
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
1 種別	2 補助対象経費	3 基準額	1 種別	2 補助対象経費	3 基準額
医療活動費	無医地区等への巡回診療、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費 職員基本料 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 諸謝金 旅費（研究費に計上したものを除く。） 備品費（単価50万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 消耗品費（情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 材料費 印刷製本費 <u>通信運搬費</u>	(略)	医療活動費	無医地区等への巡回診療、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費 職員基本料 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 諸謝金 旅費（研究費に計上したものを除く。） 備品費（単価50万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 消耗品費（情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 材料費 印刷製本費 光熱水料	(略)

	光熱水料 借料及び損料（情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 社会保険料 雑役務費（情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 燃料費 委託費 公課費	
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

様式第1号 略

様式第2号(1) 略

	借料及び損料（情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 社会保険料 雑役務費（情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 燃料費 委託費 公課費	
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

様式第1号 略

様式第2号(1) 略

様式第2号(2)(第4条、第7条関係)

2. へき地医療拠点病院運営事業所要額(精算額)明細書(個別表)

開設者名:
へき地医療拠点病院名:

(1) 支出

区分	支出(予定)額 (A)	基準額 (B)	選定額 <small>(A)又は(B)のいずれか少ない方の額</small>	摘要 <small>支出予定額について算出基礎を記載すること</small>
(医療活動費)	円	円	円	
職員基本給				
職員諸手当				
医師				
看護師				
運転手				
その他				
非常勤職員手当				
医師				
看護師				
運転手				
その他				
報償費				
諸謝金				
旅費(研究費に計上したものを除く。)				
備品費(単価50万未満に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。)				
消耗品費(情報通信機器等経費に計上したものを除く。)				
材料費				
印刷製本費				
通信運搬費				
光熱水費				
借料及び損料(情報通信機器等経費に計上したものを除く。)				
社会保険料				
医師				
看護師				
運転手				
その他				
雑役務費(情報通信機器等経費に計上したものを除く。)				
燃料費				
委託費				
公課費				
小計	0		0	

様式第2号(2)(第4条、第7条関係)

2. へき地医療拠点病院運営事業所要額(精算額)明細書(個別表)

開設者名:
へき地医療拠点病院名:

(1) 支出

区分	支出(予定)額 (A)	基準額 (B)	選定額 <small>(A)又は(B)のいずれか少ない方の額</small>	摘要 <small>支出予定額について算出基礎を記載すること</small>
(医療活動費)	円	円	円	
職員基本給				
職員諸手当				
医師				
看護師				
運転手				
その他				
非常勤職員手当				
医師				
看護師				
運転手				
その他				
報償費				
諸謝金				
旅費(研究費に計上したものを除く。)				
備品費(単価50万未満に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。)				
消耗品費(情報通信機器等経費に計上したものを除く。)				
材料費				
印刷製本費				
光熱水費				
借料及び損料(情報通信機器等経費に計上したものを除く。)				
社会保険料				
医師				
看護師				
運転手				
その他				
雑役務費(情報通信機器等経費に計上したものを除く。)				
燃料費				
委託費				
公課費				
小計	0		0	

(研究費)			
旅費(学会出席旅費)			
小計	0		0
(研修費)			
諸謝金			
旅費			
消耗品費			
印刷製本費			
小計	0		0
(医療費)			
備品費(単価50万未満の医療用に限る)			
材料費(医薬品費、診療材料費)			
雑役務費(医療機器修繕料)			
小計	0	0	0
(情報通信機器等経費)			
報償費(へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。)			
備品費(単価50万未満に限る。)			
消耗品費			
通信運搬費			
借料及び損料			
雑役務費(修繕料等)			
委託費(上記に掲げる経費に該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療システムに係る経費に限る。)			
小計	0		0
(総合的な診療能力を有する医師育成関係経費)			
職員基本給			
職員諸手当			
非常勤職員手当			
報償費			
旅費			
消耗品費			
印刷製本費			
会議費			
通信運搬費			
社会保険料			
小計	0		0
合計	0	0	0
(その他)			
合計	0	0	0
総事業費	0	0	0

(研究費)			
旅費(学会出席旅費)			
小計	0		0
(研修費)			
諸謝金			
旅費			
消耗品費			
印刷製本費			
小計	0		0
(医療費)			
備品費(単価50万未満の医療用に限る)			
材料費(医薬品費、診療材料費)			
雑役務費(医療機器修繕料)			
小計	0	0	0
(情報通信機器等経費)			
報償費(へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。)			
備品費(単価50万未満に限る。)			
消耗品費			
通信運搬費			
借料及び損料			
雑役務費(修繕料等)			
委託費(上記に掲げる経費に該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療システムに係る経費に限る。)			
小計	0		0
(総合的な診療能力を有する医師育成関係経費)			
職員基本給			
職員諸手当			
非常勤職員手当			
報償費			
旅費			
消耗品費			
印刷製本費			
会議費			
通信運搬費			
社会保険料			
小計	0		0
合計	0	0	0
(その他)			
合計	0	0	0
総事業費	0	0	0

(2)収入		単位:円
区分	収入(見込)額	摘要(算出基礎を記載すること)
診療収入		
寄付金その他の収入		
合 計		
(記入上の注意)		
1. 支出予定額欄の「職員基本給」「職員諸手当」及び「社会保険料」は、次の方法で記入すること。		
(1)専任の場合		
専任者の職員基本給、職員諸手当、社会保険料の支出予定額		
(2)兼任の場合		
兼任者の職員基本給、職員諸手当、社会保険料を日割計算し、その額に兼任者の医療活動従事日数(0.5日を単位とする。)を乗じて得た額。		
また、兼任者が2人以上の場合は、それぞれ計算すること。		
なお、兼任者の職員諸手当はへき地医療活動に関するものに限ること。		
2. 基準額欄は、次により記入すること。		
(1)巡回診療等従事者経費は、医師、看護師等へき地医療活動に従事した者の延日数(0.5日を単位とする。)に単価を乗じて得た額の合算額を計上すること。		
(2)巡回診療等自動車経費は、予定回数の合計数に単価を乗じて得た額を計上すること。		
(3)代診医等派遣経費は、医師、看護師等派遣予定延日数(0.5日を単位とする。)に単価を乗じて得た額の合算額を計上すること。		
3. 収入は、次により記入すること。		
(1)診療収入は、巡回診療による診療収入額(診療報酬を徴収しない場合は診療収入相当額とする。)を計上し、へき地診療所への医師派遣による診療収入は計上しない。		
(2)寄付金その他の収入は、へき地診療所への医師等派遣に要する経費を当該へき地診療所から徴収し、含めて記入すること。		
4. その他欄は補助対象以外の経費を計上すること。		
第3号 略		

(2)収入		単
区分	収入(見込)額	摘要(算出基礎を記載すること)
診療収入		
寄付金その他の収入		
合 計		
(記入上の注意)		
1. 支出予定額欄の「職員基本給」「職員諸手当」及び「社会保険料」は、次の方法で記入すること。		
(1)専任の場合		
専任者の職員基本給、職員諸手当、社会保険料の支出予定額		
(2)兼任の場合		
兼任者の職員基本給、職員諸手当、社会保険料を日割計算し、その額に兼任者の医療活動従事日数(0.5日を単位とする。)を乗じて得た額。		
また、兼任者が2人以上の場合は、それぞれ計算すること。		
なお、兼任者の職員諸手当はへき地医療活動に関するものに限ること。		
2. 基準額欄は、次により記入すること。		
(1)巡回診療等従事者経費は、医師、看護師等へき地医療活動に従事した者の延日数(0.5日を単位とする。)に単価を乗じて得た額の合算額を計上すること。		
(2)巡回診療等自動車経費は、予定回数の合計数に単価を乗じて得た額を計上すること。		
(3)代診医等派遣経費は、医師、看護師等派遣予定延日数(0.5日を単位とする。)に単価を乗じて得た額の合算額を計上すること。		
3. 収入は、次により記入すること。		
(1)診療収入は、巡回診療による診療収入額(診療報酬を徴収しない場合は診療収入相当額とする。)を計上し、へき地診療所への医師派遣による診療収入は計上しない。		
(2)寄付金その他の収入は、へき地診療所への医師等派遣に要する経費を当該へき地診療所から徴収し、含めて記入すること。		
4. その他欄は補助対象以外の経費を計上すること。		
第3号 略		